

旅 費 規 程

第1条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約に基づき、選手、監督、コーチ、審判員およびマッチコミッショナー等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

(1) Ｊ１クラブおよびＪ２クラブの公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

① 人員数は31名（役員およびチームスタッフ11名、選手20名）を上限とする

② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする

ただし、

イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金20,000円以下とする

ただし、

イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある

(2) Ｊ３クラブの公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

① 人員数は31名（役員およびチームスタッフ11名、選手20名）を上限とする

② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする

ただし、

イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金12,000円とする

ただし、

イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

(3) 前2項の定めにかかわらず、ルヴァンカップにおけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

① 人員数は31名（役員およびチームスタッフ11名、選手20名）を上限とする

② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする

ただし、

イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金20,000円以下とする

ただし、

- イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の 1 泊を認めることがある
- (4) 前 3 項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有する Jクラブが負担する。
- (5) 前項の規定にかかわらず、第 1 項から第 3 項に基づき計算した各チームの移動距離（スタジアム間の直線距離）に著しい差異が生じた場合、Jリーグの定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第 3 条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

- (1) J3 を除く公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。
- ① 宿泊費は、1 泊につき金 20,000 円以下とする。
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
 - ② 交通費は、次の基準により支給する
 - イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする
 - ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする
ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする
片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および寝台列車のグリーン寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。ただし、主審については新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない
- (2) J3 の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。
- ① 宿泊費は、1 泊につき金 12,000 円とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
 - ② 交通費は、次の基準により支給する
 - イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする
 - ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする
ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする
片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない
- (3) Jリーグ規約第 4 章第 4 節における非公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、前 2 項に定める基準により、管理者が支給する。
- (4) 公式試合のマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。
- ① 宿泊費は、1 泊につき金 20,000 円以下とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

第 4 条〔監督・コーチ等の行事参加〕

(1) J1 クラブおよび J2 クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする

② 宿泊費は、1泊につき金 20,000 円以下とする

(2) J3 クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする

② 宿泊費は、1泊につき金 12,000 円とする

第 5 条〔選手の行事参加〕

選手が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第 2 条第 1 項または第 2 項に定める基準により、Jリーグが支給する。

第 6 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 7 条〔施行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改正〕

2014 年 1 月 21 日

2016 年 1 月 19 日

2017 年 1 月 25 日

2018 年 1 月 30 日

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2024 年 1 月 1 日

2025 年 1 月 1 日